

令和2年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年5月27日(水) 午前9時00分～11時45分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査、中村主任、田中主任

議事録署名委員 (5番 福菌 勉 委員 ・ 6番 松田 健 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(5件)
について

日程第2 報告議案第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(一括方式)
(2件) について

日程第3 報告議案第13号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第4 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(6件) について

日程第5 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件) について

日程第6 議案第26号 農用地利用集積計画案(3件) について(新規3件)

日程第7 議案第27号 農用地利用集積計画(一括方式)案(22件) について(新規22件)

日程第8 議案第28号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) について

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から令和2年第5回農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 どうもありがとうございました。それでは、令和2年第5回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず、議事に入ります前に、事務局より本日の委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 1名が若干遅れて出席するという連絡をいただいておりますが、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。
なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。
これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは議事録署名委員は、5番福菌委員、6番松田委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は5件5筆5,502㎡です。No.1～No.3は7月から農地中間管理事業活用のため、契約を終了させるそうです。No.4とNo.5は6月から農地中間管理事業活用のため、19ページの日程第7議案第27号農用地利用集積計画書案一括方式にも掲載して

ございます。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。今回は5件いずれも合意解約をした後は農地中間管理事業で再契約をするという内容でございます。皆さんの方から何かがご質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件につきましては、通知のとおり受理することで決定しました。次に、日程第2報告議案第12号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知一括方式2件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第12号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知一括方式は農地中間管理事業分で2件7筆13,540㎡です。No.1につきましては、後ほど9ページの日程第4議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請にてご審議いただくこととしております。また、No.2につきましては、7月から農地中間管理事業の再配分計画のために契約を終了させるそうです。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。何かご質疑はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第2報告議案第12号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知一括方式2件については通知のとおり受理することで決定いたしました。続きまして、日程第3報告議案第13号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査

3ページをお願いします。日程第3報告議案第13号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。非農地判断に対して、当人から農地判断を取り消してほしいという事案3筆が出て参りましたのでご報告します。それぞれ、農業委員の方に現地確認をさせていただいております。

第1筆目は5月25日(月)樋ノ口委員、西村委員で現地確認した結果、耕作されていることを確認しています。表を見ていただいて、総会判断日、平成26年12月25日とありますが、前回非農地判断を決定

した日です。これを今回内容の欄に表示しているとおり耕作中としています。2筆目は5月22日（金）蓑手委員、古賀委員で現地確認をした結果、耕作する予定とのことですが、現地はやや草が生えているぐらいで非農地ではないことを確認しています。表を見ていただいて、総会判断日、平成28年3月28日とありますが、前回非農地判断を決定した日です。これを今回内容の欄に表示しているとおり、今後耕作予定としています。3筆目については、5月21日（木）外菌委員、松田委員で現地確認をした結果、耕作中とのことですが、表を見ていただいて、総会判断日、令和元年11月27日とあるのが、前回非農地判断を決定した日です。これを今回内容の欄に表示しているとおり、耕作中としています。下の表を見ていただいて、5月が今回分で3人、3筆、4,797㎡となっております、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。以前農地利用状況調査で、非農地判断をしたところが3筆、本人の申し出等によりまして、耕作中もしくは今後耕作予定ということで、非農地判断の取り消しをした方がいいのではないかとこの案件が出てきております。内容については、今事務局から説明があったとおりです。農業委員による現地調査も実施されているということですので、ご質疑ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

なしということですので、日程第3報告議案第13号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のとおり取り消すこととします。次に、日程第4議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件についてを議案とします。今回の申請は6件ありますので、事務局の説明、その後、調査委員からの調査報告をお願いし、6件終了後、一括して質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

4から6ページをお願いします。日程第4議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は6件です。No.1からNo.4につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。借人が貸人の所有する申請地を借り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。現在借人は、耕作地がございませんが、今回の申請により、耕作面積が2,986㎡となり、下限面積を超えます。借人は、親戚と一緒に耕作をするそうです。調査は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長 今、事務局の説明がありました。調査員の報告をお願いします。

西委員 3番、西です。農地法第3条第1項の規定による調査報告をいたします。5月22日午後3時より、現地で借人本人立会いのもと、川畑委員と私が調査を実施いたしました。議案の4から6ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。借人は今回の申請により29.9aの耕作者となります。労働力は本人と、近くに転居してきた親戚の方との常時2名です。農機具は、管理機、運搬車、草刈機をお持ちで、トラクター等は借用されるそうです。申請地で無農薬でそば、小麦、大豆、胡麻、季節野菜を栽培したいそうです。自宅からの通作距離は800mです。営農計画や栽培方法等をお聞きしましたが、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、No.5について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 7から10ページをお願いします。No.5についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。この譲渡人と譲受人は、同じ世帯の親子です。譲渡人は一緒に農業を営む息子さんに贈与をしたいとのこと。先ほどの2ページ日程第2報告議案第12号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知一括方式のNo.1でご審議いただきました農地も含まれております。調査は【正】を福菌委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。ここで、現地調査の報告をお願いしたいところですが、【正】が来ておりませんので、【副】の久木山委員よろしいでしょうか、お願いします。

久木山委員 【正】が来ておりませんので、【副】の方で説明させていただきます。5月22日午後1時30分、行政書士、譲受人、福菌委員の立会いがございまして、調査いたしました。今説明がありましたように17筆のうち9筆が農用地区域内農地でございます。7から10ページまでございますが、果樹関係が多くて、ハウスの果樹も栽培されておられます。田んぼについては2筆ありますが、第三者に深耕してもらい、植付けまでしてもらっているという形でございます。農機具は、果樹関係の機具や草払いの農機具は持っていらっしゃいます。自宅から大体2km以内10分以内で、何も問題ないと思っております。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、No.6 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 11 から 12 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と農用地区域外農地です。

この譲渡人と譲受人は、同じ世帯の親子です。譲渡人は一緒に農業を営む息子さんに贈与をしたいとのことです。調査は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10 番西村です。11 から 12 ページをお願いします。合計 12 筆でありまして、譲受人は 20 a 以上の耕作者です。申請地は現在譲受人が耕作しております。労働力は 2 人で、農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、刈払機等です。申請地取得後の営農計画は、引き続き柑橘類と水田稲作をすることです。自宅からの通作距離は約 5 km、時間にして 10 から 15 分位です。譲受人は、労力施設とも十分あり、耕作するものと認められます。調査年月日は 5 月 25 日（月）午前 8 時 30 分から 9 時 30 分まで、樋ノ口委員と現地調査をいたしました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。6 件について、事務局の説明と、調査委員からの調査報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

私の方から事務局の説明について聞きます。既に耕作をしている方がいらっしゃると思いますが、No.1 から No.4 につきましては新規ですので現状は 0 ですが、No.5 は譲受人の方は、1 町歩以上現在耕作しているということなんですけど、現在の農地についての耕作状況については、全て耕作しているということで解釈していいでしょうか。

棚町主査 はい、全て耕作しております。

議長 No.6 についても 8 反歩位の耕作がありますが、全部耕作しているということによろしいですか。

棚町主査 はい、全部耕作しております。

議長 ということで、経営面積がある人は、全部耕作しているということですので、許可基準に合致しているということでございます。皆さんの方

からご質疑ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件については申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。次に、日程第5議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてを議題といたします。今回の申請は2件ございますので、事務局の説明、そして現地調査の報告を済ませてから、質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第5議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月は、2件であります。No.1について、補足説明いたします。13ページ、14ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで、お子様が誕生し手狭になったため、申請地を譲受け自宅を建築しようとするものであります。申請地は第3種農地であります。麓地区土地区画整理事業区域内の農地で、都市計画用途地域内にある農地でもあり、第一種低層住居専用地域にあります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を松田委員をお願いしてあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

2番外菌です。日程第5議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、5月21日9時より、申請人の代理人の立会いのもと、松田委員と私が調査をいたしましたので、ご報告申し上げます。申請地はいちき串木野市上名で、位置図は13、14ページを参照してください。転用目的は、現在借家住まいで、子どもが生まれ手狭なため、申請地を譲り受けて自宅を建築するものです。農地区分は第3種農地です。資金調達計画は、金融機関からの融資を受ける計画です。申請地の北側は畑、西側は宅地、南側は道路、東側は宅地です。用排水計画の用水計画は、公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水生活雑排水は、合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されており、特に問題ないと思われま。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任

続きまして、No.2について説明させていただきます。15 ページ、16 ページをお開きください。譲受人は、現在8人で同居しており、普通免許取得者が7人で、車両7台を所有しており、自宅は今回申請地北側の道路に面しているところに住んでおられます。道路が狭いうえ、自宅の駐車場が狭く、7台分の駐車場を確保できない状況にあり、近隣に駐車場を分散して借りておられる状況です。来客用の駐車場もなく大変苦慮されており、今回申請地を駐車場として譲り受けて整備し活用したいという転用理由であります。農地区分につきましては、第3種農地で、第1種中高層住居専用地域でございます。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長

はい、それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、調査をいたしましたので、ご報告申し上げます。調査日は5月22日（金）朝9時から、現地で譲受人の代理人であります行政書士事務所の職員の立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施いたしました。位置図につきましては、15、16ページをご参照ください。申請の農地につきましては、第3種農地、第1種中高層住居専用地域で、転用の目的は資料に書いてございますとおり、家族8人の車7台と、来客用の車の駐車場として整備して活用するというところでございます。資金調達につきましては、自己資金の残高証明書が添付されております。造成計画につきましては、現状のままで利用し、土留め工事をし、6月着工、7月に完成させるという予定でございます。雨水排水は、北側及び西側側溝の道路の方へ自然流下させます。北側と西側は側溝付の道路、東側は畑、南側は宅地となっており、周辺農地の日照、風通しの支障防止対策については、建物を建てないため支障はなく、駐車場の周囲に緩衝地帯を設けるなどの内容の被害防除計画の誓約書が添付されております。なお、この申請地につきましては、県外在住の不在地主で、調査時点では、腰高約1m前後の雑草が繁茂しておりました。全く保全の管理がされていない状況にありました。譲受人が日常生活で支障になる約1.5m幅程度の道路部分の草刈りや、防草シートで管理をされている状況でございます。私どもの調査では、転用について何ら問題ないと判断いたしております。皆様のご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。以上2件について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。只今から、質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第5議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件でございますが、申請どおり許可することで決定いたしました。続きまして、日程第6議案第26号農用地利用集積計画案について議題といたします。今回は3件でございます。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 17ページをお願いします。日程第6議案第26号5月分の農用地利用集積計画書案は3件5筆2,744㎡で、新規が3件です。今回の借人はいずれも所有している農地はございません。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありましたように、借人は現在耕作している農地は無いということで、全く新たに賃借権なり使用貸借で農地を取得するという、農用地利用集積計画でございます。皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。この2番と3番の借人は、新規就農者で、今年3月まで県立農業大学校のチャレンジ研修に行っておられて、4月から新規就農者として農業を始めたいというまだ若い女性の方であります。特にご質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 日程第6議案第26号農用地利用集積計画案5月分ですが、3件については、申請のとおりの内容で許可することで決定いたしました。続きまして、日程第7議案第27号令和2年度の5月分ですが、農用地利用集積計画一括方式案でございます。ご覧のとおり受け人は、〇〇でございますので、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。(退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 18から20ページをお願いします。日程第7議案第27号5月分の農用地利用集積計画書案は農地中間管理事業分で、22件24筆19,453㎡、新規が22件です。No.9とNo.14は1ページの、日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人の欄の()は亡くなっていらっしゃる方々で、利用権設定をする者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。皆さんから何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第7議案第27号令和2年度5月分の農用地利用集積計画一括方式22件につきましては、申請のとおり決定することとします。〇〇委員は自席へおもどりください。続きまして、日程第8議案第28号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査

事務局です。先ほど皆さんにお配りした資料をもって説明したいと思っております。22ページからの日程第8議案第28号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明申し上げます。

(以下事務局22ページから29ページ読み上げ)

議長

ただ今22ページから29ページまで令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてということで、実績と点検評価について整理して説明がありました。

まず、22ページですね、農業委員会の状況、農業の概要、委員会の体制について何かご質問ございませんでしょうか。経営耕地面積について、あるいは農家数とかは農林業センサスの結果に基づいて書いてありますけど、今年2月に農林業センサスの調査結果がまだ公表されていないものですから、ここに書かれているのは、5年前の調査結果ですので、来年は新しい数字が入れると思いますけど、この数字は当初と変わっていません。何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

続きまして、23ページの担い手への農地の利用集積・集約化のところで、何か皆さん、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。集積目標については、去年、10年後の目標ということで、実施方針で決めた目標があって、それを単年度で割り崩した数字が集積目標となっておりますので、ちょっとハードルが高くて、一生懸命頑張ったけれど目標には届かなかったという評価になります。よろしいですか、評価、実績、ここらあたりの表現については、これで良いということでよろしいでしょうか。これはホームページに公表しますので、一般の人が目にするようになります。気を付けなければいけない点や、修正、追加等がありましたら、忌憚のない意見を出していただけたらと思います。23ページはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

24 ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、これまでは大体1経営体から2経営体の実績があったんですけども、令和元年度は0ということですので、新規の就農、新規参入は無かったということでもあります。ここは、実績が0で、実績についてはこれが事実ですので変えることはできないのですが、活動実績のところ、先ほどありました〇〇さんという女性の方がですね、今年度から新規就農ということで、今年度の分には、1つ実績が、1経営体が上がってくるようになります。よろしいですか。

次の25ページの遊休農地に関する措置に関する評価でございます。ここも、13haの解消目標を掲げて取り組んだんですが、遊休農地から耕作に移行した農地も19.3haあったんですけども、これを上回るペースで新たな遊休農地が発生した、増加したということで、結果的に解消目標を達成できずに、逆に遊休農地面積が増えてしまったということになっています。とても残念ですけど、こういう評価になります。

26ページの違反転用への適正な対応ということで、ここはそれぞれ委員の皆さんで取り組んでいただいた結果で、特にその前々年度、過去の分の違反転用を全て洗い出して個別指導を行った結果に大貢献をして、違反転用の追認をしたとか、或いは非農地証明願いがあがったとかですね、わずかではありますけど、違反転用の面積が減ったということでございます。昨年度実施した違反転用の現地確認については、今年度また夏以降に個別指導の機会を設けてですね、解消に向けて取り組むことになるようで、この点については、少しずつではありますけれど、改善されていくと考えております。ただ、地権者が県外にいる場合については、なかなか通知が行き届いていないということです。計画では、郵送による通知を行うことになっていたんですが、十分にできていないところもありまして、そこらを含めて令和2年度は取り組む必要があるのではないかと思います。

よろしいでしょうか。それでは、27ページ、28ページをご覧ください。ここは、数値的な実績が入ってくるところでございますので、我が評価するところはあまりないと思います。

28ページの情報提供のところ、農地の権利移動等の状況把握、この調査対象権利移動等件数は768件となっておりますが、農地法第3条の許可件数だけじゃなくて、農地利用集積計画で上がっている分もここに含まれておりますので、件数としてはかなり多く上がっているところでございます。

よろしいですか。29ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、ここはどうでしょうか。何かございませんか。

井手迫推進委員 私なんかも言っていいですか。

議長 この場は、推進委員さんからもご意見をいただければ有難いです。

井手迫推進委員 29 ページの関係と、耕作放棄地の 25 ページとの関連ですけど、地域内外の要望事項の対処内容ということで、1 番問題はこの農用地区域内での見直しについてなんですけど、農政課に要望していますだけあって、その後どういうふうになるのかなと思いつつながら、この農地が増えるのが非農地扱いができないから増えるのであって、非農地扱いができるような農地であれば、非農地にして、山林化する方法もあるんでしょうけど、この農用地区域内農地は非農地扱いができないから、やはり耕作放棄地がどんどん増えていくと思います。そこらへんの農振区域の見直しが進まない以上は、毎年増えていくんじゃないかなという気がします。できたら、予算の都合ではあるんでしょうけれども、また何回となく要望していくべきじゃないかなと思います。以上です。

議長 農政課の方では、農用地区域の全体の見直しについては、2、3 年先になるのかなということ、予定はあるようなんですが、今年度すぐということにはなっていないようでございます。また、引続き要望をしていきたいと思っております。何か他にございませんでしょうか。あの、前回 3 月に下限面積を 30 a から 20 a に引き下げたんですけれども、このことで、4 月の市の広報紙にも掲載されまして、何かこれについて一般の農家の方から質問とか、意見とか何か聞かれたことはないでしょうか。反応は何かみられなかったですか。特にありませんか。

棚町主査 事務局です。今回の議事録の 4 から 6 ページにかけての第 3 条の許可申請にかかった借人の方が、耕作地は無いのですが、30 a が引き下げられたおかげで、今回申請地が下限面積を超えて、借受けの申請ができたという事例がございます。以上です。

議長 具体的には、こういう事案も実際に出ておりますので、それだけ効果はあったのかなとは思いますが、まだ一般の農家の方では、30 a というのが長い間ずっと続いたもんだから、それが頭にこびりついている方がいらっしゃるかもしれませんので、20 a に引き下げましたよという PR をしていただければ有難いです。令和元年度の実績に対する点検評価は以上のような内容でよろしいでしょうか。

続きまして、この結果を受けて令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを説明していただきます。事務局の説明をお願いします。

大里主査 事務局です。資料につきましては 30 ページからご説明申し上げます。

(以下事務局 30 ページから 32 ページ読み上げ)

議長 はい、ありがとうございました。令和2年度の目標と計画についてですが、目標については、昨年策定しました実施方針、最適化に向けた方針に基づいて、単年度の目標を掲げているところでございます。30ページの数字の表のところは、何か気づいた点、質問等ございませんか。

井手迫推進委員 ちょっとすみません。32ページの農地面積が1,094.9haと、下の数字が960haとあり、数字が違うんですけれども、何で違うんですか。

議長 事務局の説明をお願いします。

大里主査 32ページですね、管内の農地面積が960haに、1号遊休農地134.9haを合わせてあります。31ページに960haの管内農地面積、32ページの農地面積は1号遊休農地面積を足して出しなさいということになっておりますので、1,094.9haになっております。

局長 補足しますと、農地面積を出す時に、1の現状及び課題の下※1にあるんですけれども、管内の遊休農地面積は、第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入しなさいということで、管内農地面積に1号遊休農地面積を足した面積を出しなさいという様式になっているところでございます。今、事務局が言った1号遊休農地が134.9haを合わせて1,094.9haになるということです。以上です。

議長 あの、先週きた全国農業新聞に、群馬県前橋市農業委員会の取組み状況が載っていたんですが、市独自で貸したい、売りたい農地の情報を農業委員会のホームページに掲載をしているということで、そういった取組みもいいなあと思ってですね、我々も農地パトロールでずっと回って、どこに遊休農地がどれだけあるというのは、大体把握しているので、その遊休農地だけでも情報提供ができる方法はないのかなと思ってます。一般の人が目にする機会を作らないと我々の持っている情報が伝わらないという感じがします。農地中間管理事業にのっかる分は、県の中間管理機構のホームページに、ちゃんと住所まで掲載してあるんですけど、中間管理事業の対象農地だけであって、それ以外の農用地区域に入っていないようなものは、機構のホームページにも載らないし、取り組んでいかないと、一般の市内の農家が優先されると思うんですが、何か情報提供をする方法を考えていかないと、なかなかマッチングまでいかないんじゃないかと感じております。検討する必要があるんじゃないかなと考えたところです。

令和2年度の目標はどうでしょうか。こういった内容でよろしいでしょうか。数値的などころはあまりいじれないところがあるものですから、目標としては、かなり高いハードルになろうかと思うんですが、それに向けて我々も活動していかないといけないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

大里主査 「会長」と、発言。

議長 はい。

大里主査 今回の元年度の目標、あと、2年度の目標及びその達成に向けた活動計画なんですが、一旦これで県へ提出して、県から修正があった場合、事務局側で対応していきたいと思いますが、ご了承いただいでよろしいでしょうか。

議長 はい、今説明がありましたように、これは一旦県の方に提出しないといけないということで、県のほうから、これはどういうふうになっているんだろうとか、県の統一的な方針としてここはこういうふうにしなさいとか、そういったことが部分的にあるのではないかと考えられますので、ここは事務局にお任せしていただいて、またその結果については、次回の総会で報告をするというそういった対応でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 一応、本日の段階では、ここに示されました点検・評価、令和2年度の目標ということでこれを正案として、農業委員会としては、決定したということでご理解いただきたいと思います。この点について、何か他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、日程第8議案第28号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、別添の原案どおり決定をいたしました。ありがとうございます。以上、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

- _____
- _____